

公益財団法人長野県国際化協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長野県国際化協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、民間が主体となった県民レベルの多角的な国際交流、国際協力及び多文化共生を推進する諸事業を実施し、県民一人ひとりの国際感覚の醸成と諸外国との相互理解を深めるとともに、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流の推進に関する事業
- (2) 国際理解の推進に関する事業
- (3) 国際協力の推進に関する事業
- (4) 地域社会における多文化共生の推進に関する事業
- (5) 法人の運営に資するための収益事業
- (6) その他この法人の目的を達成するための事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 理事会で決議された基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び收支予算)

第7条 この法人の事業計画書、收支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決

議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
イ 当該評議員及びその配偶者または3親等内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員のうちから評議員会において互選する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会において議事録署名人として選任された評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とし、1名を常務理事とする。

4 第2項の理事長をもって、一般法人法の代表理事とし、前項の常務理事をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は理事長を補佐する。

4 常務理事は理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で、2回以上自己の職務の執行の状況を理事会で報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び評議員会の決議した監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第33条 この法人に顧問及び相談役をそれぞれ2名以内置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、理事会の諮問に応じ、助言を行う。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第34条 協会の目的に賛同する法人その他団体及び個人を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員について必要な事項は別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局 (設置等)

- 第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会において選任する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、久世良三とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、小沢章とする。

これは、公益財団法人長野県国際化協会の定款の写しである。

公益財団法人長野県国際化協会

理事長 マキナリー 浩子

(公財)国際化協会 理事、評議員、審査会委員名簿

令和6年5月1日

会	役 職	氏 名	所 属 及 び 役 職 名	備 考
理 事 会	理事長	マキナリー浩子	株式会社エー・トゥー・ゼット 相談役	
	副理事長	春原直美	公益財団法人長野県国際化協会	
	理事	木村卓三郎	独立行政法人国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 所長	
	理事	原山幸治	長野県町村会事務局長	
	理事	原昌英	長野県 県民文化部 県民政策課 多文化共生担当課長	R6.4～
	理事	布施正幸	長野県日中友好協会 副会長	
	理事	平林靖久	一般社団法人長野県経営者協会 専務理事	
	理事	臼井学	長野県教育委員会事務局 学びの改革支援課 参事兼課長	R6.5～
	理事	荒川正朋	公益財団法人長野県国際化協会 常務理事兼事務局長	
	監事	草田智史	株式会社八十二銀行 県庁内支店長	
	監事	高橋孝一	一般社団法人長野県商工会議所連合会 常務理事	
評 議 員 会	評議員	福田雄一	長野県市長会 事務局長	R6.4～
	評議員	竹内善彦	(福)長野県社会福祉協議会 常務理事	
	評議員	大日方貞一	(公社)信濃教育会 会長	R6.4～
	評議員	中條智子	(一社)長野県連合婦人会 会長	
	評議員	根橋美津人	日本労働組合総連合会長野県連合会 会長	
	評議員	西堀正司	長野県日中友好協会 会長	
	評議員	直江崇	県民文化部 部長	R6.4～
	評議員	森浩二	(一社)長野県医師会 総務理事	

国際協力機構(JICA)・長野国際化協会(ANPI)・長野県多文化共生相談センター職員名簿

所 属	氏 名	備 考
独立行政法人国際協力機構 TEL:026-235-7186 (内線4789)	JICA長野デスク国際協力推進員 ムーア 美紀	
公益財団法人長野県国際化協会 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 TEL:026-235-7186 FAX:026-235-4738 e-mail: mail@anpie.or.jp	常務理事兼事務局長 荒川 正朋	
	鈴木 智子	
〒380-0835 長野県多文化共生相談センター 長野市新田町1485-1 もんぜんぷら座3階 TEL:026-219-3068 FAX:026-219-2647 e-mail:tabunka-center@anpie.or.jp	総括相談員(センター長) 小山 直美	(インドネシア語)
	相談員 君島 マリクリス	(タガログ語)
	相談員 佐藤 レチシア 瑠美	(ポルトガル語)
	相談員 潘 麗麗	(中国語)
	相談員 飯塚 タット	(タイ語)
	相談員 グエン・ティ・フエ	(ベトナム語)
	地域コーディネーター 林 貴子	(北信地域)
	地域コーディネーター 寺島 順子	(中信地域)
サンタ・プロジェクト日本語学習コーディネーター	地域コーディネーター 服部 珠予	(南信木曾)
	地域コーディネーター 小林 エリカ 広美	(南信木曾)
	地域コーディネーター 田中 瑞乃	(東信地域)

県民文化部県民政策課 長野市大字南長野字幅下692-2 TEL直通:026-235-7132 e-mail:tabunka@pref.nagano.lg.jp	多文化共生担当課長 原 昌 英	
	課長補佐 佐藤 瑞穂	

令和5年度事業報告の承認について

令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

長野県多文化共生推進指針 2020 の趣旨に沿い、国際交流、国際理解、多文化共生に関する様々な事業を実施するとともに、国際交流団体、国際交流ボランティア等が実施する地域における諸活動を支援し、外国籍県民の地域生活の安定やネットワーク形成づくりに努めた。

1 多文化共生・国際交流・国際理解の推進

国・県・市町村等公的団体が主催する国際交流・国際協力・多文化共生の会議や行事に積極的に参画し協働するとともに、公的団体や国際交流団体などが主催する事業への共催・後援、イベント会場への展示ブースの出展など連携を深めた。

- ・令和5年10月 8日 うえだ多文化交流フェスタ参加。
- ・令和5年10月20日 長野県E U協会理事会、通常総会出席。
- ・令和5年10月22日 災害多言語支援センター設置、運営、防災訓練参加。
- ・令和5年10月29日 あづみの国際DAY！2023 参加。
- ・令和5年10月30日 日本語教育の体制づくり事業地域会議（長野）出席。
- ・令和5年11月 3日 ワールドフェスタ in 長野2023 参加。
- ・令和5年11月 17日 地域国際化協会職員管理者向け国内研修参加。
- ・令和5年11月 29日 関東地域国際化協会連絡協議会災害時対応訓練参加。
- ・令和5年12月 10日 南牧村「八ヶ岳ワールドもちつき大会」参加。
- ・令和5年12月 16日 インターナショナルクリスマスキャロル募金活動実施。
- ・令和6年1月 12日 日本語教育の体制づくり事業地域会議（上田）出席。
- ・令和6年1月 19日 令和5年度多文化共生担当者合同連絡会議出席。

- ・令和6年1月23日　日本語教育の体制づくり事業地域会議（飯田）出席。
- ・令和6年1月29日　千曲市主催の多文化共生フェスティバル千曲万博参加。
- ・令和6年1月30日　令和5年度関東地域国際化協会連絡協議会情報交換会出席。
- ・令和6年2月16日　第29回長野県日中友好都市交流会議出席。
- ・令和6年2月16日　令和5年度関東地域国際化協会連絡協議会情報交換会出席。
- ・令和6年3月19日　シンポジウムしんしゅう多文化共生新時代の構築参加。
- ・令和6年3月19日～22日　ウクライナの子どもたちが描いた絵の展示会支援。

2. 多文化共生の推進（詳細 P14～16）

外国籍県民が抱える言語、教育、医療、福祉など日常生活の様々な課題を共に解決していくため、多文化共生事業を推進した。

・相談窓口の設置

県の委託を受けて運営する「長野県多文化共生相談センター」において、6か国語の母語相談員を配置するほか、電話通訳も含め15か国語対応の常設窓口での相談対応や出張相談会等を行った。

出張相談会において、長野県弁護士会、長野県行政書士会、長野県司法書士会、東京出入国在留管理局、日本年金機構の協力を得て法律や行政手続きに関する相談について協力を得た。

3. 教育支援

外国籍児童の教育の機会の提供及び福祉の増進を図るため、以下の外国籍児童の就学支援に関する各種事業を実施した。

① 外国籍児童就学支援事業（サンタ・プロジェクト）

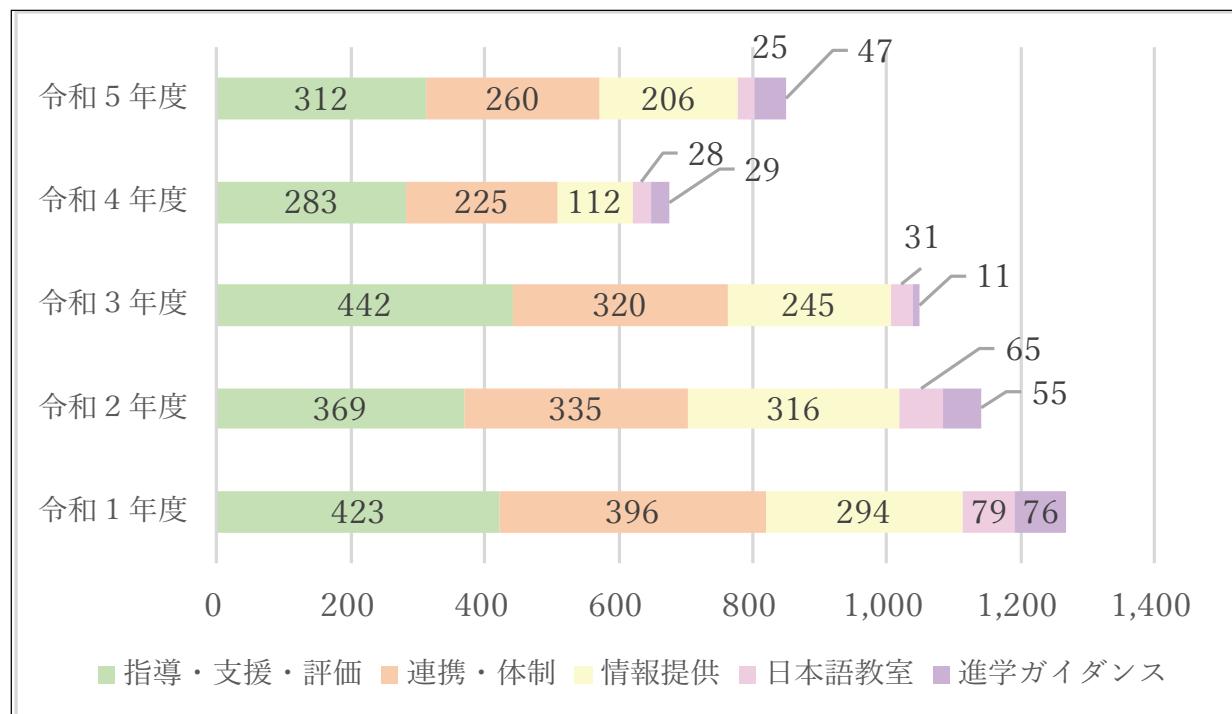
- ・企画審査会による申請内容の審査等　2回開催（6月、2月）
- ・日本語指導教室設置支援事業助成金　3件　540,000円

② 外国籍児童生徒等日本語学習コーディネート事業の実施

平成27年度受託事業の外国籍児童生徒等学習支援事業で培った学習支援コーディネーターの知識・経験等を活用して、日本語学習に関する学校（担当教員等）、地域支援者及び家族等との連携を図り、当該児童生徒等の日本語学習環境の向上のため、県内の各地域で活動するコーディネーターを5名雇用配置した。

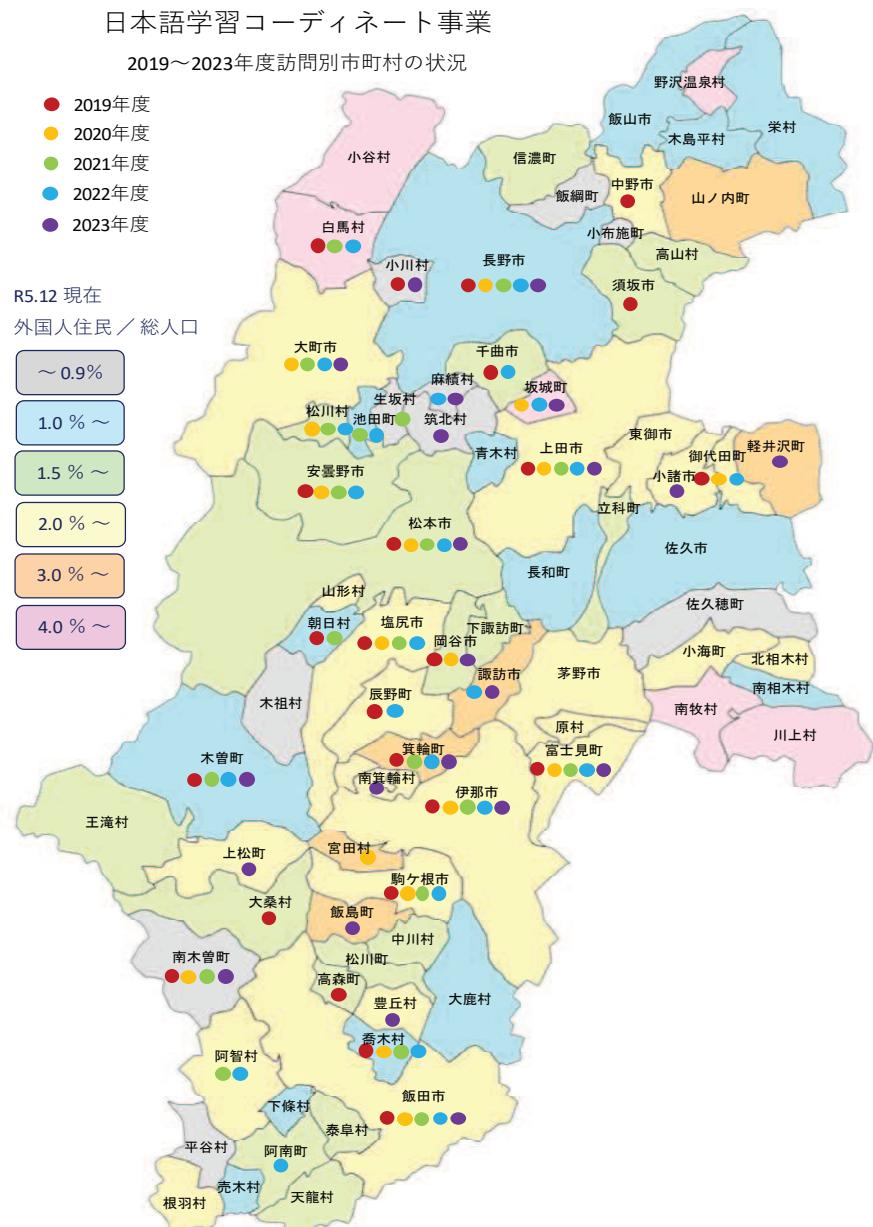
(1) コーディネート事業概要と推移

年 度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和1年度	
区 分	詳 細	数	比 率	数	比 率	数	比 率	数	比 率	数	比 率
指導・支援・評価	参観等による実態把握	46	5.4%	51	7.5%	74	7.1%	52	4.6%	87	6.9%
	指導・支援計画	201	23.6%	178	26.3%	238	22.7%	199	17.5%	235	18.5%
	D L A等の実施評価	65	7.6%	54	8.0%	130	12.4%	118	10.4%	101	8.0%
連携・体制	学校内連携	62	7.3%	48	7.1%	71	6.8%	66	5.8%	89	7.0%
	保護者連携	25	2.9%	34	5.0%	32	3.1%	54	4.7%	43	3.4%
	関係機関等	173	20.4%	143	21.1%	217	20.7%	215	18.9%	264	20.8%
情報提供	各種研修情報	101	11.9%	43	6.4%	56	5.3%	61	5.4%	57	4.5%
	就学	56	6.6%	43	6.4%	37	3.5%	83	7.3%	48	3.8%
	国県情報	49	5.8%	26	3.8%	152	14.5%	172	15.1%	189	14.9%
日本語教室	日本語教室	25	2.9%	28	4.1%	31	3.0%	65	5.7%	79	6.2%
進学ガイダンス	進学ガイダンス	47	5.5%	29	4.3%	11	1.0%	55	4.8%	76	6.0%
合 計		850	100.0%	677	100.0%	1,049	100.0%	1,140	100.0%	1,268	100.0%



(2) 訪問学校数・支援数の推移

年 度	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和1年度	
広 域	学校数	支援数								
北 信	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
長 野	12	42	10	24	11	35	7	33	12	37
上 田	2	15	2	22	3	12	4	24	4	24
佐 久	3	5	0	0	1	5	2	12	1	6
北アルプス	1	1	5	8	9	14	2	4	1	1
松 本	4	6	5	7	9	18	5	11	5	6
諏 訪	4	12	3	6	2	2	3	5	6	10
上伊那	13	28	9	24	4	8	9	17	8	26
木 曾	3	3	2	5	2	2	1	1	3	4
南信州	8	10	5	6	12	20	8	18	17	41
計	50	122	41	102	53	116	41	125	60	158



③ 外国籍児童生徒のための高校進学ガイダンス

県教育委員会、開催地区実行委員会との共催により外国籍児童生徒、保護者のための高校進学に係る入学試験や県内高校の状況に関するガイダンスを開催した。

ダンステキストについては、県教育委員会の協力を得て日本語テキスト原稿を作成し、ANPIにて多言語に翻訳、学びの改革支援課から市町村教育委員会への配布依頼と共に希望があった学校等には電子データで配布をした。

4. コミュニケーション支援

日本語力が十分でない外国籍県民への日本語習得の支援や、通訳者の養成等円滑なコミュニケーション確保のための各種事業を行った。

※令和5年12月～令和6年1月にかけて、通訳翻訳有償ボランティア登録者名簿の更新と災害多言語支援センター設置訓練等の参加要請を行った。

令和5年度末89名登録、20言語対応

(ア) 通訳事業

医療機関、行政機関等が通訳者を必要とする場合に、通訳ボランティアとの仲介役として、通訳者情報の提供とボランティア登録者の活動意欲に応えた。

・実施数 35件

言語	タイ	中国	ポルトガル	カバーヴ	英語	スペイン	その他	合計
件数	6	5	11	6	2	1	4	35

(イ) 翻訳事業

市町村やその他公共団体が発行する生活情報等の翻訳依頼を低廉な価格で受託し、外国語での情報疎通の便宜を図った。

・実施数 58件

言語	タイ	中国	カバーヴ	ポルトガル	英語	韓国語	ベトナム	その他	合計
件数	12	3	5	8	19	3	6	2	58

5. 情報の収集・提供

広域の情報センターとしての機能を高め、国際交流・国際協力や多文化共生の推進に役立つ有益な情報を収集し、県民をはじめ会員や関係団体等に発信した。

(1) ホームページ・SNSの運営

国際交流、多文化共生、国際協力の分野で活動している団体の連絡先、活動内容等を当協会のホームページの検索システムにより提供するとともに、地域の国際交流団体や日本語教室などが運営するホームページとのリンクにより幅広く情報を提供した。

他団体が開催するイベント情報の提供を求め、ホームページやフェイスブックに掲載し県民の参加を広く呼びかけた。

(2) 人材の派遣・人材情報の提供

市町村、国際交流団体、医療機関、学校などからの通訳・翻訳の依頼等に対し、求められる人材を紹介できるよう情報収集に努めた。

(3) 情報誌「アンピニュース」の発行

・発行回数 2回

(掲載内容：協会の事業紹介、県内の国際交流・国際協力・多文化共生の活動、イベント案内、ボランティアの活動報告など)

(参考) 県内に在住する外国人の状況について (外国人住民統計)

令和5年12月末現在 長野県多文化共生・パスポート室調べ

圏域	No.	市町村	外国人住民数		増減 (a)-(b)	総人口 (c) R5.12.31	総人口 (c) R4.12.31	R5 割合 (a)/(c)	R4 割合 (a)/(c)
			R5.12.31 現在(a)	R4.12.31 現在(b)					
長野	1	長野市	4,346	4,056	290	365,540	368,749	1.19%	1.10%
松本	2	松本市	4,286	4,048	238	235,475	236,447	1.82%	1.71%
上田	3	上田市	4,154	3,977	177	152,484	153,507	2.72%	2.59%
南信州	4	飯田市	2,296	2,165	131	96,210	97,270	2.39%	2.23%
上伊那	5	伊那市	1,876	1,875	1	65,362	66,017	2.87%	2.84%
諏訪	6	諏訪市	1,536	1,465	71	47,997	48,378	3.20%	3.03%
松本	7	安曇野市	1,511	1,409	102	96,249	96,605	1.57%	1.46%
佐久	8	佐久市	1,454	1,343	111	97,676	98,198	1.49%	1.37%
松本	9	塩尻市	1,453	1,351	102	65,613	66,103	2.21%	2.04%
北アルプス	10	白馬村	1,239	727	512	9,159	8,782	13.53%	8.28%
諏訪	11	茅野市	1,089	1,024	65	54,268	54,635	2.01%	1.87% ↗
佐久	12	小諸市	1,028	882	146	41,513	41,661	2.48%	2.12%
長野	13	千曲市	989	891	98	59,166	59,522	1.67%	1.50%
北信	14	中野市	923	846	77	42,575	43,033	2.17%	1.97% ↗
諏訪	15	岡谷市	898	802	96	47,038	47,691	1.91%	1.68%
佐久	16	軽井沢町	803	637	166	21,603	21,510	3.72%	2.96% ↗
上伊那	17	駒ヶ根市	788	712	76	31,666	31,894	2.49%	2.23%
上伊那	17	箕輪町	788	782	6	24,463	24,662	3.22%	3.17%
北信	19	須坂市	785	700	85	49,582	49,776	1.58%	1.41%
北アルプス	20	大町市	645	631	14	25,678	26,084	2.51%	2.42%
上田	21	東御市	643	596	47	29,256	29,557	2.20%	2.02%
長野	22	坂城町	607	523	84	14,129	14,258	4.30%	3.67% ↗
佐久	23	御代田町	447	394	53	16,547	16,219	2.70%	2.43%
上伊那	24	辰野町	444	433	11	18,289	18,609	2.43%	2.33%
上伊那	25	南箕輪村	395	359	36	16,109	16,010	2.45%	2.24%
北信	26	山ノ内町	372	268	104	11,398	11,495	3.26%	2.33% ↗
上伊那	27	宮田村	348	315	33	8,797	8,837	3.96%	3.56%
北信	28	野沢温泉村	336	183	153	3,524	3,441	9.53%	5.32%
諏訪	28	富士見町	336	308	28	14,209	14,226	2.36%	2.17%
諏訪	30	下諏訪町	326	309	17	18,823	19,108	1.73%	1.62%
上伊那	31	飯島町	290	322	△ 32	8,958	9,078	3.24%	3.55%
北信	32	飯山市	279	260	19	19,215	19,704	1.45%	1.32%
佐久	33	川上村	255	243	12	3,737	3,804	6.82%	6.39%
佐久	34	南牧村	241	243	△ 2	3,017	3,034	7.99%	8.01%
南信州	35	高森町	237	216	21	12,770	12,917	1.86%	1.67%
南信州	36	松川町	191	161	30	12,657	12,580	1.51%	1.28%
諏訪	37	原村	187	155	32	8,092	8,063	2.31%	1.92% ↗
北アルプス	38	小谷村	184	122	62	2,726	2,724	6.75%	4.48%
松本	39	山形村	180	156	24	8,523	8,533	2.11%	1.83% ↗

(参考) 県内に在住する外国人の状況について (外国人住民統計)

令和5年12月末現在 長野県多文化共生・パスポート室調べ

圏域	No.	市町村	外国人住民数		増減 (a)-(b)	総人口 (c) R5.12.31	総人口 (c) R4.12.31	R5 割合 (a)/(c)	R4 割合 (a)/(c)
			R5.12.31 現在(a)	R4.12.31 現在(b)					
南信州	40	阿智村	177	159	18	5,989	6,055	2.96%	2.63%
松本	41	松川村	163	157	6	9,586	9,605	1.70%	1.63%
南信州	42	豊丘村	154	142	12	6,567	6,603	2.35%	2.15%
長野	43	信濃町	147	113	34	7,698	7,830	1.91%	1.44% ↗
木曽	44	木曽町	145	140	5	10,031	10,219	1.45%	1.37%
佐久	45	立科町	131	125	6	6,724	6,843	1.95%	1.83%
長野	46	高山村	120	141	△ 21	6,525	6,649	1.84%	2.12% ↘
北アルプス	47	池田町	99	96	3	9,239	9,381	1.07%	1.02%
佐久	48	小海町	98	92	6	4,247	4,329	2.31%	2.13%
佐久	49	佐久穂町	96	90	6	10,298	10,488	0.93%	0.86%
木曽	50	上松町	95	79	16	4,001	4,071	2.37%	1.94% ↗
長野	51	小布施町	88	68	20	10,992	10,993	0.80%	0.62%
上伊那	52	中川村	72	68	4	4,664	4,718	1.54%	1.44% ↗
南信州	53	喬木村	65	56	9	5,972	6,040	1.09%	0.93% ↗
南信州	54	阿南町	63	47	16	4,077	4,210	1.55%	1.12% ↗
上田	55	長和町	62	62	0	5,605	5,738	1.11%	1.08%
木曽	56	大桑村	60	53	7	3,321	3,396	1.81%	1.56%
松本	57	朝日村	52	51	1	4,317	4,359	1.20%	1.17%
北信	58	木島平村	50	46	4	4,364	4,439	1.15%	1.04%
長野	58	飯綱町	50	52	△ 2	10,364	10,534	0.48%	0.49%
上田	60	青木村	42	50	△ 8	4,151	4,244	1.01%	1.18%
松本	61	筑北村	39	36	3	4,048	4,175	0.96%	0.86%
南信州	62	下條村	37	39	△ 2	3,478	3,551	1.06%	1.10%
木曽	63	南木曽町	31	33	△ 2	3,765	3,875	0.82%	0.85%
南信州	64	泰阜村	27	28	△ 1	1,479	1,531	1.83%	1.83%
北信	65	栄村	23	25	△ 2	1,591	1,642	1.45%	1.52% ↘
木曽	65	木祖村	23	21	2	2,579	2,637	0.89%	0.80%
南信州	67	根羽村	21	19	2	825	866	2.55%	2.19%
松本	68	麻績村	20	20	0	2,470	2,536	0.81%	0.79%
長野	69	小川村	18	19	△ 1	2,263	2,314	0.80%	0.82%
南信州	70	天龍村	17	20	△ 3	1,088	1,130	1.56%	1.77%
佐久	71	北相木村	14	13	1	661	680	2.12%	1.91% ↗
佐久	72	南相木村	12	10	2	931	966	1.29%	1.04%
木曽	72	王滝村	12	11	1	657	681	1.83%	1.62%
松本	74	生坂村	11	12	△ 1	1,650	1,698	0.67%	0.71%
南信州	75	大鹿村	9	9	0	887	926	1.01%	0.97% ↗
南信州	76	壳木村	5	7	△ 2	473	495	1.06%	1.41%
南信州	77	平谷村	3	3	0	375	386	0.80%	0.78%
合 計			41,536	38,101	3,435	2,028,045	2,043,554	2.05%	1.86%

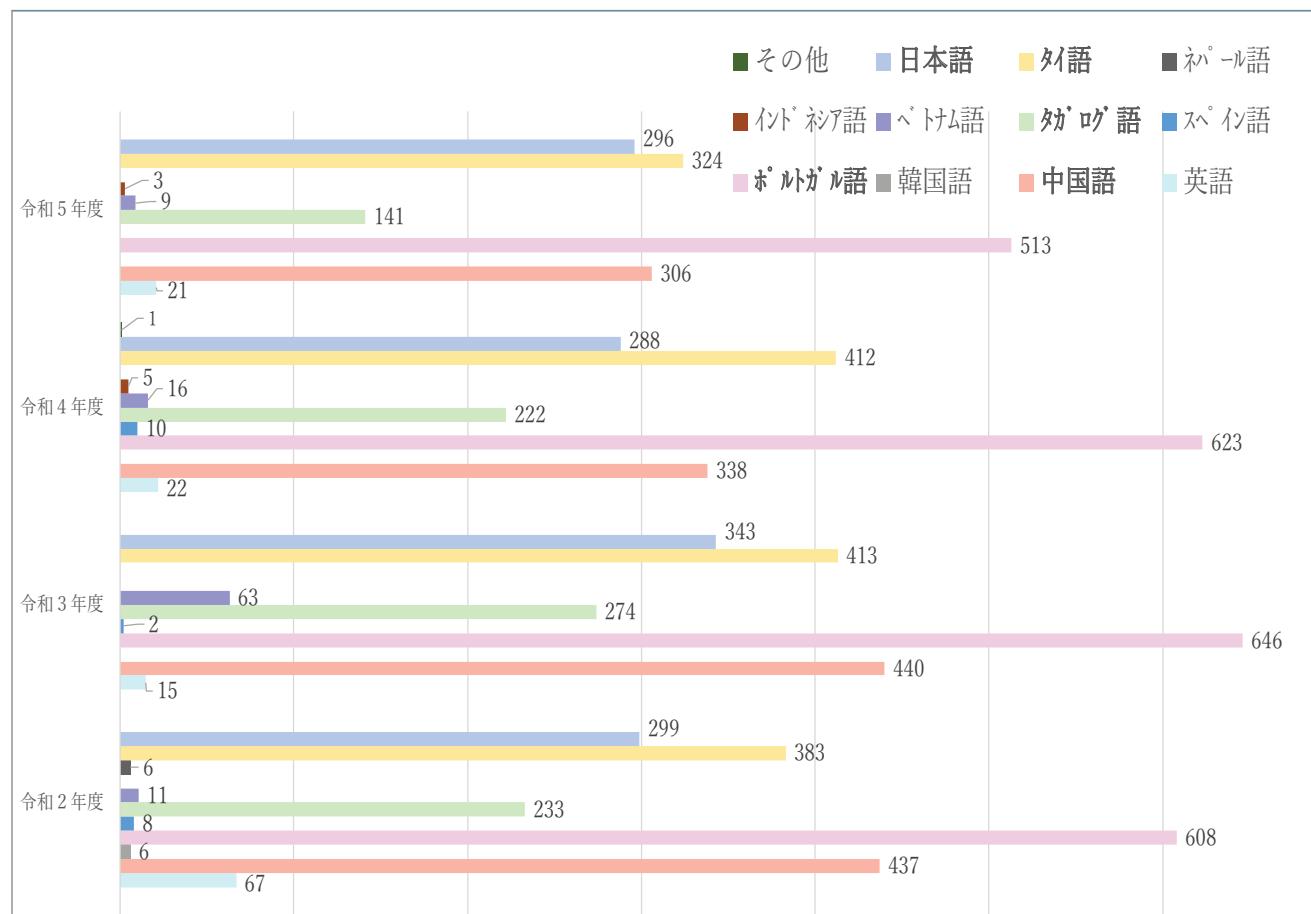
【長野県多文化共生相談センター事業】

令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

長野市のもんぜんぶら座において、長野県が設置する「長野県多文化共生相談センター」を受託運営し、6名の母語相談員を配置するほか電話通訳も含め、15か国語対応の常設窓口を設けると共に、外国籍県民等が県内のどの地域でも安心して生活できるよう、必要とする情報の提供や多言語及びやさしい日本語による相談対応や出張相談会等を行った。

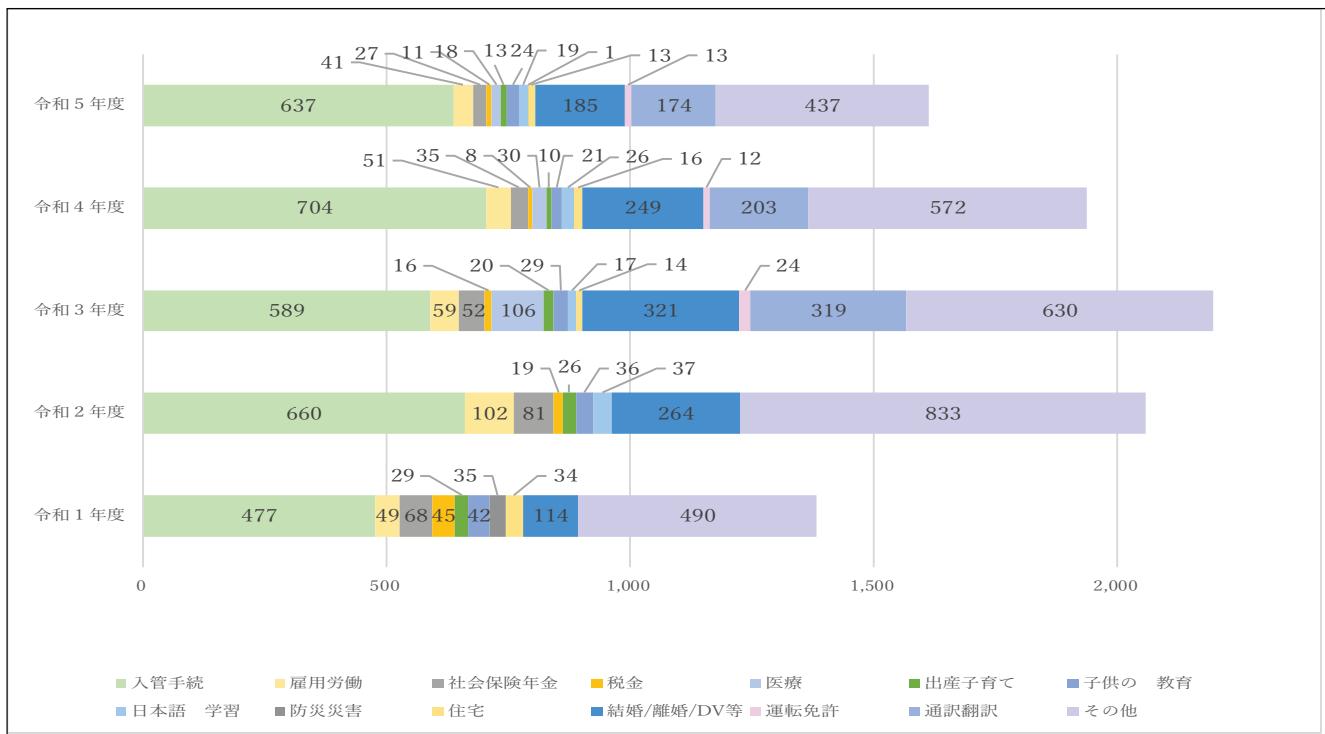
(1) 相談対応言語数の推移

	英語	中国語	韓国語	ポルトガル語	スペイン語	タガログ語	ベトナム語	インドネシア語	ペルル語	タイ語	日本語	その他	合計
令和5年度	21	306	0	513	0	141	9	3	0	324	296		1,613
令和4年度	22	338	0	623	10	222	16	5	0	412	288	1	1,937
令和3年度	15	440	0	646	2	274	63	0	0	413	343		2,196
令和2年度	67	437	6	608	8	233	11	0	6	383	299		2,058
令和1年度	26	512	0	328	0	155	1	0	0	213	148		1,383



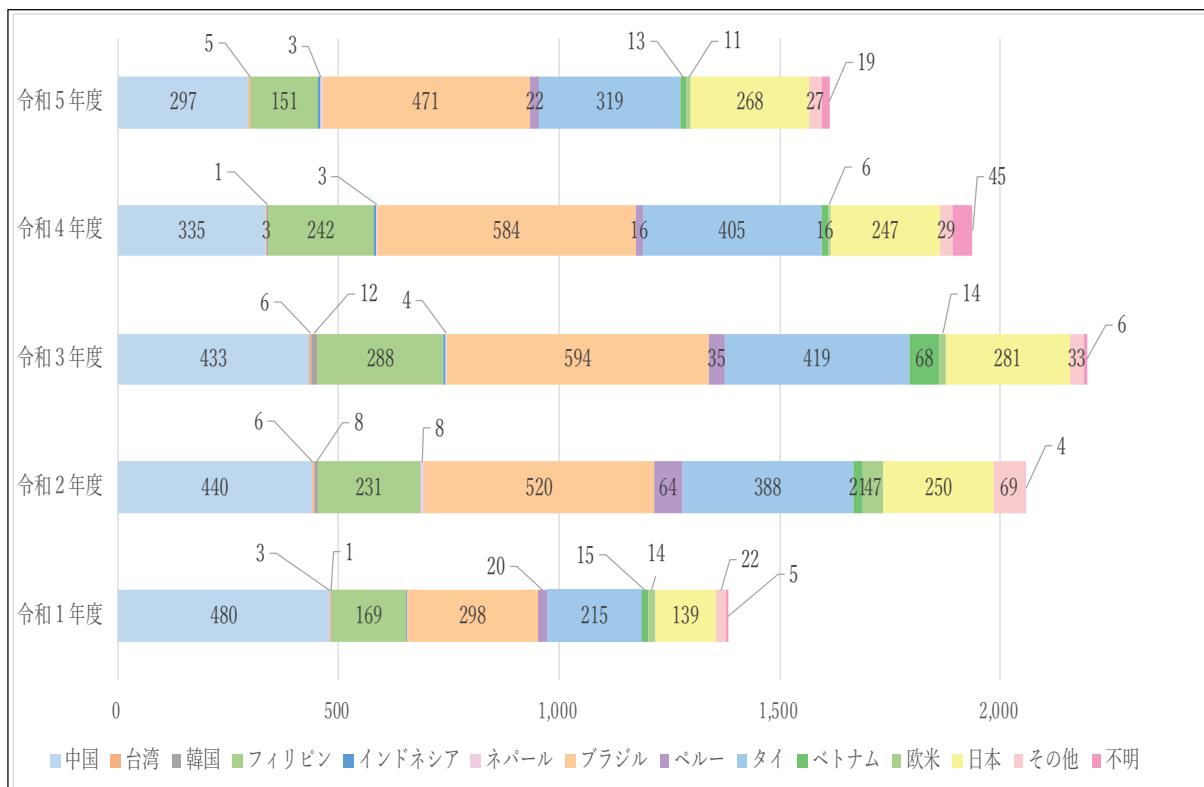
(2) 相談内容別件数の推移

	入管手続	雇用労働	社会保険年金	税金	医療	出産子育て	子供の教育	日本語学習	防災災害	住宅	結婚/離婚/DV等	運転免許	通訳翻訳	その他	合計
令和5年度	637	41	27	11	18	13	24	19	1	13	185	13	174	437	1,613
令和4年度	704	51	35	8	30	10	21	26	0	16	249	12	203	572	1,937
令和3年度	589	59	52	16	106	20	29	17	0	14	321	24	319	630	2,196
令和2年度	660	102	81	19		26	36	37			264			833	2,058
令和1年度	477	49	68	45		29	42		35	34	114			490	1,383



(3) 国籍別相談者数の推移

	中国	台湾	韓国	フィリピン	インドネシア	ネパール	ブルジル	ペルー	タイ	ベトナム	欧米	日本	その他	不明	合計
令和5年度	297	5	0	151	7	3	471	22	319	13	11	268	27	19	1,613
令和4年度	335	3	1	242	5	3	584	16	405	16	6	247	29	45	1,937
令和3年度	433	6	12	288	3	4	594	35	419	68	14	281	33	6	2,196
令和2年度	440	6	8	231	2	8	520	64	388	21	47	250	69	4	2,058
令和1年度	480	3	1	169	2	0	298	20	215	15	14	139	22	5	1,383



(6) 出張相談会 10か所

06/23 塩尻市 08/22 松本市 09/08 上田市 09/13 小諸市 09/29 中野市
10/16 伊那市 10/29 安曇野市 11/22 佐久市 02/26 山ノ内町 02/29 御代田町

2 配置人員 6名

3 対応言語

ポルトガル語、中国語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、英語

令和5年度収支計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

科 目	予算額 A	決算額 B	増減(B-A)	備 考
I 収入の部				
(1) 基本財産運用収入	1,928,000	2,250,929	322,929	
基本財産利息収入	1,928,000	2,250,929	322,929	公共債、定期預金利息
(2) 特定資産運用収入	1,000	0	△1,000	
特定資産利息収入	1,000	0	△1,000	
(3) 会費収入	1,000,000	786,000	△214,000	
①ANPI賛助会費収入	460,000	368,000	△92,000	
法人会員	360,000	300,000	△60,000	R4年度310
個人会員	100,000	68,000	△32,000	R4年度 93
②外国籍児童就学支援事業(サンタ)	540,000	418,000	△122,000	
法人会員	500,000	370,000	△130,000	R4年度490
個人会員	40,000	48,000	8,000	R4年度 70
(4) 事業収入	19,302,000	17,586,146	△1,715,854	
①受託費収入	18,102,000	17,061,222	△1,040,778	
長野県多文化共生相談センター運営事業	18,102,000	12,400,000	△5,702,000	
同上 令和4年度未収金		4,661,222		
②翻訳通訳事業収入	1,200,000	524,924	△675,076	
③講座事業収入	0	0	0	
(5) 補助金等収入	5,701,000	5,548,500	△152,500	
①長野県補助金等収入	5,681,000	5,480,500	△200,500	
長野県国際化協会補助金	2,681,000	2,480,500	△200,500	
外国籍児童就学支援事業負担金	3,000,000	3,000,000	0	
②(財)自治体国際化協会補助金収入	20,000	68,000	48,000	
(6) 寄付金収入	1,900,000	1,678,389	△221,611	
外国籍児童就学支援事業	1,900,000	1,678,389	△221,611	寄付金2件800,000円、募金等
(7) 雑収入	152,000	200,172	48,172	
①受取利息収入	2,000	172	△1,828	
長野県国際化協会	1,000	38	△962	普通預金利息
外国籍児童就学支援事業	1,000	134	△866	普通預金利息
②雑収入	150,000	200,000	50,000	JICA共益費、講演会謝金
(8) 特定資産取崩収入	0	0	0	
①財政調整積立金預金(サンタ)	0	0	0	
当期収入合計	29,984,000	28,050,136	△1,933,864	
前期繰越収支差額	6,769,000	4,793,533	△1,975,467	
長野県国際化協会	△63,000	881,311	944,311	
外国籍児童就学支援事業	6,832,000	3,912,222	△2,919,778	指定正味資産
収入合計 (A)	36,753,000	32,843,669	△3,909,331	

令和5年度収支計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

科 目	予算額 A	決算額 B	増減(B-A)	備 考
II 支出の部				
(1) 事業費支出				
①情報発信事業	100,000	602,399	502,399	ホームページ運営等
②助成金事業	0	0	0	
③受託事業	17,000,000	17,871,603	871,603	
長野県多文化共生相談センター運営事業	17,000,000	17,871,603	871,603	
④国際交流事業費	2,000	228,800	226,800	
⑤国際理解事業費	2,000	457,600	455,600	
⑥留学生交流事業費	2,000	0	△2,000	
⑦移動領事館事業費	2,000	0	△2,000	
⑧地域共生コミュニケーション事業費	2,000	229,199	227,199	
⑨関係団体連携事業費	250,000	358,800	108,800	クレア、EU協会、日中友好協会
⑩翻訳通訳事業費	600,000	1,210,838	610,838	
⑪留学生住宅確保支援事業費	0	0	0	
⑫多文化共生関連事業費	50,000	457,600	407,600	
⑬外国籍児童就学支援事業費	5,050,000	4,336,804	△713,196	サンタプロジェクト運営経費
各種助成金交付事業	550,000	356,147	△193,853	助成金事業、運営経費
啓発事業	50,000	212	△49,788	
日本語学習コーディネート事業等	3,350,000	3,679,765	329,765	コーディネーター運営経費（5名）
その他	1,100,000	300,680	△799,320	
事業費支出計	23,060,000	25,753,643	2,693,643	
(2) 管理費支出				
①給料手当支出	5,200,000	335,600	△4,864,400	職員2名
②福利厚生費支出	800,000	52,129	△747,871	社会保険料他
③旅費交通費支出	20,000	186,428	166,428	役員会、研修会等
④通信運搬費支出	150,000	245,539	95,539	電話、インターネット、振込手数料
⑤消耗品費支出	50,000	50,423	423	事務用品
⑥使用料及び賃借料支出	300,000	53,977	△246,023	電話、インターネット、振込手数料
⑦租税公課支出	5,000	1,700	△3,300	
⑧委託料	10,000	0	△10,000	
⑨雑費(研修費)	30,000	6,000	△24,000	
管理費支出計	6,565,000	931,796	△5,633,204	
(3) 特定資産取得支出				
①有価証券償還金支出	430,000	430,000	0	
②財政調整積立預金取得支出	430,000	430,000	0	電力債経過利息償還分
②財政調整積立預金取得支出	0	0	0	
(4) 予備費支出	100,000	0	△100,000	
当期支出合計(B)	30,155,000	27,115,439	△3,039,561	
次期繰越収支差額(A-B)	6,598,000	5,728,230	△869,770	
長野県国際化協会	△625,000	△256,142	368,858	
外国籍児童就学支援事業	7,223,000	6,352,649	△870,351	
支払合計	36,753,000	32,843,669	△3,909,331	

令和5年度正味財産増減計算書

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,250,929	2,483,450	△ 232,521
基本財産受取利息	2,250,929	2,483,450	△ 232,521
特定資産運用益	0	21	△ 21
特定資産受取利息	0	21	△ 21
受取会費	786,000	932,000	△ 146,000
法人賛助受取会費（アンビ）	300,000	310,000	△ 10,000
個人賛助受取会費（アンビ）	68,000	93,000	△ 25,000
法人賛助受取会費（サンタ）	370,000	490,000	△ 120,000
個人賛助受取会費（サンタ）	48,000	39,000	9,000
事業収益	18,736,614	23,227,818	△ 4,491,204
翻訳通訳事業収益	524,924	1,147,830	△ 622,906
留学生住宅確保支援事業収益	0	0	0
受託費収益	18,211,690	22,079,988	△ 3,868,298
受取補助金等	2,548,500	2,977,000	△ 428,500
受取県補助金	2,480,500	2,977,000	△ 496,500
受取（財）自治体国際化協会補助金	68,000	0	68,000
受取負担金	3,000,000	3,000,000	0
受取長野県負担金	3,000,000	3,000,000	0
受取寄付金	1,678,389	1,889,326	△ 210,937
受取寄付金	800,000	800,000	0
募金収益（サンタ）	878,389	1,089,326	△ 210,937
雑収益	200,172	150,481	49,691
受取利息	172	111	61
雑収益	200,000	150,370	49,630
経常収益計	29,200,604	34,660,096	△ 5,459,492
(2) 経常費用			0
事業費	25,753,643	25,326,813	426,830
給料手当	15,461,870	14,642,406	819,464
福利厚生費	2,456,675	2,327,916	128,759
支援金	3,074,379	2,540,950	533,429
就学援助金	0	0	0
整備助成金	0	0	0
高校進学ガイダンス事業	50,000	0	50,000
日本語指導教室支援事業	306,147	330,250	△ 24,103
日本語学習コーディネート事業	2,718,232	2,210,700	507,532
健康診断事業	0	0	0
旅費交通費	303,233	250,430	52,803
通信運搬費	514,630	725,941	△ 211,311
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	193,028	379,688	△ 186,660
修繕費	0	2,000	△ 2,000
印刷費	0	0	0
燃料費	0	0	0
使用料及び賃借料	1,614,859	1,209,287	405,572
保険料	391	408	△ 17

令和5年度正味財産増減計算書

科 目	当年度	前年度	増 減
諸謝金	479,698	775,990	△ 296,292
租税公課	20,200	20,400	△ 200
支払負担金	130,000	110,000	20,000
支払助成金	0	0	0
委託費	1,491,830	2,026,757	△ 534,927
支払手数料	0	0	0
研修費	10,750	4,000	6,750
雑費	2,100	310,640	△ 308,540
管理費	931,796	1,578,853	△ 647,057
給料手当	335,600	1,156,000	△ 820,400
臨時雇賃金	0	6,000	△ 6,000
福利厚生費	52,129	185,231	△ 133,102
旅費交通費	186,428	39,460	146,968
通信運搬費	245,539	151,615	93,924
減価償却費	0	0	0
什器備品減価償却費	0	0	0
ソフトウェア償却費	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	50,423	25,827	24,596
修繕費	0	0	0
印刷費	0	0	0
使用料及び賃借料	53,977	11,620	42,357
謝金	0	0	0
租税公課	1,700	3,100	△ 1,400
委託費	0	0	0
支払手数料	0	0	0
雑費	6,000	0	6,000
経常費用計	26,685,439	26,905,666	△ 220,227
評価損益等調整前当期経常増減額	2,515,165	7,754,430	△ 5,239,265
基本財産評価損益等	△ 352,000	△ 430,000	78,000
評価損益等計	△ 352,000	△ 430,000	78,000
当期経常増減額	2,163,165	7,324,430	△ 5,161,265
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	2,163,165	7,324,430	△ 5,161,265
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,163,165	7,324,430	△ 5,161,265
一般正味財産期首残高	317,319,755	309,995,325	7,324,430
一般正味財産期末残高	319,482,920	317,319,755	2,163,165
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	319,482,920	317,319,755	2,163,165

令和5年度貸借対照表

法人全体

公益財団法人長野県国際化協会

令和6年3月31日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	6,096,507	5,109,987	986,520
普通預金 (No.127506)	△256,142	1,197,765	△1,453,907
普通預金 (No.732821)	344,001	0	344,001
普通預金 (サンタNo.590205)	33	33	0
普通預金 (サンタ会費)	956,357	538,355	418,002
普通預金 (募金・寄付)	5,052,258	3,373,834	1,678,424
未収金	5,811,690	4,661,222	1,150,468
流動資産合計	11,908,197	9,771,209	2,136,988
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当資産	303,800,000	303,800,000	0
投資有価証券	234,688,000	235,040,000	△352,000
定期預金	69,112,000	68,760,000	352,000
基本財産合計	303,800,000	303,800,000	0
(2) 特定資産			
財政調整積立資産	4,143,000	4,065,000	78,000
特定資産合計	4,143,000	4,065,000	78,000
(3) その他固定資産			
什器備品		293,760	△293,760
什器備品減価償却累計額		△293,760	293,760
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	307,943,000	307,865,000	78,000
資産合計	319,851,197	317,636,209	2,214,988
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	368,277	316,454	51,823
社保預り金	218,854	161,695	57,159
源泉税預り金	30,885	41,767	△10,882
住民税預り金	26,000	53,000	△27,000
雇用保険預り金	92,538	59,992	32,546
流動負債合計	368,277	316,454	51,823
負債合計	368,277	316,454	51,823
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	319,482,920	317,319,755	2,163,165
(うち特定資産への充当額)	(303,800,000)	(303,800,000)	(0)
正味財産合計	(4,143,000)	(4,065,000)	(78,000)
負債及び正味財産合計	319,482,920	317,319,755	2,163,165
	319,851,197	317,636,209	2,214,988

令和5年度財産目録

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	預金	普通預金 (№.127506) 八十二銀行県庁内 普通預金 (№.732821) 八十二銀行県庁内 普通預金 (サンタ№.590205) 八十二銀行県庁内 普通預金 (サンタ会費) No.623718 普通預金 (募金・寄付) No.634446	運用資金として } 外国籍就学 支援事業の 運用資金と	△256,142 344,001 33 956,357 5,052,258 5,811,690
	未収金			
流動資産合計				11,908,197
(固定資産)				
特定資産	基本財産引当資産	投資有価証券 480-434-689-2 八十二銀行県庁内支店 東京電力パワーグリッド社債 SMBC日興証券 5年 東京電力パワーグリッド社債 大和証券15年 定期預金 3-000-013-018 八十二銀行県庁内支店 104-3126748 ネクスト銀行ベンテン支店	運用益は公 益目的事業 に50%、 法人本部に 50%使用	30,000,000 100,000,000 104,688,000 1,359,780 67,752,220
	財政調整積立資産	3-000-129-880 八十二銀行県庁内支店 3-000-001-498 八十二銀行県庁内支店		143,000 4,000,000
固定資産合計				307,943,000
資産合計				319,851,197
(流動負債)	預り金	社保預り金 源泉税預り金 住民税預り金 雇用保険預り金		218,854 30,885 26,000 92,538
流動負債合計				368,277
負債合計				368,277

公益財団法人長野県国際化協会

令和6年度事業計画書~~(案)~~

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

長野県多文化共生推進指針2020に沿って、多文化共生、国際理解、国際交流に関する様々な諸活動を支援し、外国籍県民等の地域生活の安定やネットワーク形成づくり、地域活力に資するための人材育成に努めます。

(公財)長野県国際化協会のビジョンを明確に発信・共有することにより、行政・関係団体等とのネットワーク構築強化を図り、連携・協働に努めます。

(公財)長野県国際化協会が掲げるビジョン

「個性や違いを認め合い、豊かに成長し、発展し続ける多文化共生社会」

ミッション

県民一人ひとりが「いつでも、どこでも、誰とでも、お互いに尊重し合う心をもって共存できる関係作り」を図るため次の5つの視点から取組みます。

1. 理解尊重

一人ひとりの違いを認め尊重し合う機運醸成に努めます。

2. 意思疎通（コミュニケーション支援）

互いの理解尊重を図るためのコミュニケーション、相談対応の充実を図ります。

3. 多文化共生教育

従来からの外国籍児童生徒等の支援に加え、多文化共生教育の試行を促します。

4. 文化交流

行政、民間団体等が行う多彩な交流促進事業に協賛・参加します。

5. 地域連携（地域コミュニティの活性化）

地域住民の協力と参加による国際交流、多文化共生に向けた諸活動を支援します。

2. 具体的施策

(1) 教育

県指針の施策目標「学びとコミュニケーションによる地域づくり」に向けて、次のとおり取組みます。

①外国籍児童生徒等の日本語教育の充実

- ・平成27年度から取り組んできた外国籍児童就学支援事業（通称サンタ・プロジェクト）は、趣旨にご賛同いただく多くのご支援者及び募金ご協力者、そして県負担金により運営され来年度10周年を迎えます。

従来からの外国籍及び外国籍由来の児童生徒等に加え、今後、外国人材の増加等に伴う家族帯同など対象者の増加が見込まれる中で、引き続き日本語教室の設置・運営、進学支援等の取組み事業を支援します。

また、令和5年度から5名体制でサポートする日本語学習教育コーディネート事業については、これまでの取組状況の周知宣伝を図ると共に県教育委員会「外国人児童生徒指導研修事業」との連携強化を図り、事業の効率的運営に努めます。

※サンタ・プロジェクト

I 外国籍児童就学支援活動への助成（日本語教室の設置・運営助成）

II 外国籍児童生徒等進学ガイダンスへの助成

III 外国籍児童生徒等日本語学習コーディネート事業

②地域における日本語教育の充実

- ・県が取組む地域日本語教育の体制づくり事業（文化庁：地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）の取組みを支援し、地域日本語教育コーディネーター及び日本語教育人材との連携強化を図りながら、各地域における日本語教育の環境づくり推進を支援します。

③「やさしい日本語」の普及

- ・外国籍県民の増加及び国籍の多様化を背景に、多言語による翻訳・通訳と共に難しい言葉の言い換えなどによる判り易い日本語による情報発信の必要性が認識され、国、地方公共団体を始め民間企業等への普及を促していますが、定着には至っていない現状にあります。

外国籍県民と日本人との交流促進、外国人観光客とのコミュニケーション、災害時の支援など需要の高まりを踏まえ普及拡大に努めます。

④多文化共生教育への取組み

- ・限りある予算及び人的配置等の効率的運用に努めると共に、多様性を認め共に学ぶ合う場となるインクルーシブ教育の視点に着目し、教育関係部局との連携強化を図りながら独立行政法人国際協力機構（JICA）との協働によるモデル的な取組の試行に努めます。

(2) 産業

県指針の施策目標「誰もが暮らしやすい地域づくり」労働環境の整備に向けて、次のとおり取組みます。

①就労のための日本語学習の支援

・少子高齢化の加速により、今後更なる外国人材による地域産業の活性化が求められる一方で、日本語学習のインセンティブが課題となっています。

日本語学習は、雇用における指示系統といった現場管理のみではなく、外国籍県民が地域社会の一員として良好なコミュニケーションを図るうえで、多文化共生社会を構築する大切なツールでなければなりません。

外国人材の活用を積極的に図る関係機関、企業等との連携強化に取組みます。

②職場内共生、就労環境整備

・国県等の関係機関との連携強化を図りながら、経済団体、企業等との情報交換や多言語及びやさしい日本語による相談対応等に努めます。

・外国人材の更なる活用が見込まれる中で、就労しやすい環境整備の整備と共に就業機会等の提供に向けて、登録支援機関、監理団体等といったネットワークを持つ関係機関との情報連携に努めます。

③労働・雇用に関する相談体制の充実

・県からの受託事業による「長野県多文化共生相談センター」運営により、6か国語母国語相談員及び電話通訳による常設の相談対応と、弁護士会との連携による出張相談等による支援体制の充実に努めます。

(3) コミュニティ

県指針の施策目標「多様性を活かした持続可能な地域づくり」「誰もが暮らしやすい地域づくり」に向けて、次のとおり取組みます。

①地域住民の自主的・主体的活動の推進

・地域における多彩な多文化理解・交流活動を支援するため、国・県・市町村等が開催する多文化共生・国際理解・国際交流等の会合・行事等へ積極的に参加し協働連携に努めます。

②外国人等の活躍・交流活動の推進

・留学生等からの就業支援について、企業との出会いの場作りに向けた情報共有及び連携強化等について、大学・日本語学校等との意見交換の機会創出に努めます。
・地域で活動している外国人コミュニティとの結び付きを図るため、関係団体等へ働きかけ意見交換の場作りに努めます。

③生活支援

- ・通訳翻訳有償ボランティアによる、外国籍県民等への生活支援に係る行政サービスの補完及びコミュニケーション支援に努めます。
- ・有事に備え県及び各自治体が行う防災訓練に合わせた「災害多言語支援センター設置・運営訓練」に参加し、通訳翻訳有償ボランティア登録者と連携した支援体制の強化に努めます。
- ・言葉の違いやニュアンスを伝えにくい医療現場において、安心した医療環境の提供に向けて多言語版の問診票の周知や、通訳翻訳有償ボランティアの利用促進に努めます。
- ・外国籍県民等による相談内容も多様化・複雑化する中で、国県等機関への円滑な橋渡しと共に生活由来の相談事例も多く寄せられる中で、県及び市町村社会福祉協議会との連携強化に努めます。
- ・令和5年10月から新たに、日本語を解さない家族のお世話をしているヤングケアラー当事者や家族に対して、日常生活を送るために必要な病院や行政手続き等における外国語の通訳派遣支援を行っています。

県及び県社会福祉協議会との連携強化を図りながら、一層のサービス向上に努めます。

目指すべき「多文化共生社会」



【長野県多文化共生相談センター事業】（県受託事業）

「長野県多文化共生相談センター」を設置し外国籍県民等の相談窓口業務を行います。

1 事業内容

長野県が設置する「長野県多文化共生相談センター」（場所：長野市もんぜんぶら座）を受託運営し、6か国語の母語相談員を配置するほか電話通訳も含め15か国語対応の常設窓口での相談対応や出張相談会等を行います。

外国籍県民等が県内のどの地域でも安心して生活できるよう、必要とする情報の提供や多言語及びやさしい日本語による相談対応を行うとともに、県内市町村の相談体制の支援等を行います。

(1) 外国人及び外国人を雇用する事業者等の相談に多言語で応じる窓口の設置

(2) 出張相談会の実施

(3) 相談員研修会の実施

(4) 国や市町村、関係機関との連携

- ・国や市町村と連携した情報共有や相談体制の確立

- ・関係機関による連絡会議の実施

(5) 情報発信等

- ・センターサイトの運営・情報更新

- ・窓口周知のための広報活動

- ・市町村窓口に対する相談対応マニュアルの提供

- ・上記目的を達成するための通訳・翻訳業務

(6) その他上記目的を達成するために必要な事業

2 配置人員 6名

3 対応言語 15か国語

中国語 ポルトガル語 タガログ語 タイ語 ベトナム語 英語 インドネシア語等

4 相談時間

第1、第3水曜日を除く平日及び第1、第3土曜日の午前10時00分から午後6時00分
出張相談にあっては別に設定します。

5 その他

公益財団法人長野県国際化協会
令和6年度収支予算書(案)

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

I 収入の部

(単位：千円)

	科 目	6年度	前年度 (当初)	増減額	備 考
(1)	基本財産運用収入	1,860	1,928	△ 68	
	・基本財産利息収入	1,860	1,928	△ 68	公共債等・定期預金利息
(2)	特定資産運用収入	1	1	0	
	・特定資産利息収入	1	1	0	定期預金利息
(3)	会費収入	1,000	1,000	0	
①	ANPI賛助会費収入	460	460	0	
	・法人会員	360	360	0	
	・個人会員	100	100	0	
②	外国籍児童就学支援事業(サンタ) 賛助会費収入	540	540	0	
	・法人会員	500	500	0	
	・個人会員	40	40	0	
(4)	事業収入	19,722	19,302	420	
①	受託事業収入	18,722	18,102	620	
	・長野県多文化共生相談センター運営事業	18,722	18,102	620	
②	翻訳通訳事業収入	1,000	1,200	△ 200	
(5)	補助金等収入	5,826	5,701	125	
①	・長野県補助金等収入	5,806	5,681	125	
	・長野県国際化協会補助金	2,806	2,681	125	
	・外国籍児童就学支援事業負担金	3,000	3,000	0	
②	自治体国際化協会補助金収入	20	20	0	研修旅費等補助
(6)	寄付金収入	1,900	1,900	0	
	・外国籍児童就学支援事業	1,900	1,900	0	サンタ年末募金等
(7)	雑収入	152	152	0	
①	受取利息	2	2	0	普通預金利息
	・長野県国際化協会	1	1	0	
	・外国籍児童就学支援事業	1	1	0	
②	雑収入	150	150	0	JICA共益費等
(8)	特定資産取崩収入	0	0	0	
①	財政調整積立預金(サンタ)	0	0	0	
	当期収入合計	30,461	29,984	477	
	前期繰越収支差額	6,598	6,769	△ 171	
	長野県国際化協会	△ 625	△ 63	△ 562	
	外国籍児童就学支援事業	7,223	6,832	391	
	収入合計A	37,059	36,753	306	

サンタ収入	5,441	5,441	0
サンタ前期繰越	7,223	6,832	391
サンタ収入合計	12,664	12,273	391

II 支出の部

(単位 : 千円)

科 目	6 年 度	前 年 度 (当 初)	増 減 額	備 考
(1) 事業費支出				
①受託事業費	17,600	17,000	600	
・長野県多文化共生相談センター運営事業	17,600	17,000	600	
②情報発信事業費	100	100	0	HP、ANPIニュース発行
③国際交流事業費	300	2	298	※R6 ③国際交流事業に集約
国際理解事業費	0	2	△ 2	・関係団体情報交換会、クレ
留学生交流事業費	0	2	△ 2	ア、EU協会、日中友好協会他
移動領事館事業費	0	2	△ 2	負担金等
地域共生コミュニケーション事業費	0	2	△ 2	
関係団体連携事業費	0	250	△ 250	
④翻訳通訳事業費	600	600	0	通訳翻訳有償ボランティア事業
多文化共生関連事業費	0	50	△ 50	
⑤外国籍児童就学支援事業費	5,050	5,050	0	サンタプロジェクト運営経費
・各種助成金交付事業	550	550	0	日本語指導教室等各種助成金
・啓発事業	50	50	0	啓発グッズ、印刷、旅費、レッカ-
・日本語学習コーディネート事業等	3,350	3,350	0	コーディネート事業等
・その他	1,100	1,100	0	給与手当、委託費、消耗品等運営経費
事 業 費 支 出 計	23,650	23,060	590	
(2) 管理費支出				
①給料手当	5,325	5,200	125	職員2名 一部サタブロジェクトへ※
②福利厚生費	800	800	0	社保料、年金、労保料、検診他
③旅費交通費	20	20	0	
④通信運搬費	150	150	0	振込手数料等
⑤消耗品費	50	50	0	事務用品代等
⑥使用料及び賃借料	300	300	0	庁舎使用料、リース料(コピー機・パソコン)
⑦租税公課	5	5	0	収入印紙代
⑧委託料	10	10	0	
⑨雑費	30	30	0	営業経費、慶弔費 等
管 理 費 支 出 計	6,690	6,565	125	
(3) 特定資産取得支出	430	430	0	
①有価証券償還金支出	430	430	0	電力債経過利息償還分
②財政調整積立預金取得支出	0	0	0	
(4) 予備費支出	100	100	0	
当 期 支 出 合 計 B	30,870	30,155	715	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (A - B)	6,189	6,598	△ 409	
長 野 県 国 際 化 協 会	△ 1,425	△ 625	△ 800	
外 国 籍 児 童 就 学 支 援 事 業	7,614	7,223	391	指定正味財産として管理
支 払 合 計	37,059	36,753	306	

III 資金調達及び設備投資の見込みについて

予定なし